

2009年4月18日

日本イーストウェストセンター同友会会則の改正について

改正案提案趣旨：

当同友会の活動は、2004年のEWCA東京大会以降、実質的には東京と関西という単位で行われてきており、今後もオールジャパンとしての活動は困難な状況になっている。

他方、EWCAのハワイ本部は、日本については、東京、関西という単位で活動がなされているという理解をしている。(沖縄については以前よりそうした位置づけとなっている。)

そこで、こうした状況を踏まえて、オールジャパンとしての横の連絡や万が一将来まとまって何かをすることもありえるので、日本EWC同友会の枠組みは残すものの、活動の単位はチャプターになるように規約の改正を行う。

主な改正点として、

- ・日本EWC同友会はチャプターの集まった云わば連邦、連合体とする。
- ・チャプターは、現在、関西、中部、東京となるが、今後の新チャプター創設も妨げない。
- ・日本EWC同友会には幹事会（仮称）を設け、チャプターの代表で構成する。当幹事会には、日常的な活動に関する責任や権限を付与せず、定例の会合・会議も設定しない。役割は、活動の情報共有などチャプター間の連絡を行い、また、オールジャパンにかかる案件、例えば、日本で同窓会の世界大会を開催する、チャプターの 신설等が出てきた場合相談し、決定する権限を付与する、としてはどうか。
- ・チャプターはそれぞれ、運営に必要な規約を定めることが出来る。

現行	改正案
第一章 総則 (名称) 第1条 本会は日本イーストウェストセンター同友会と称し、英文名を The Japan East-West Center Association とする。	第一章 (名称) 第1条 本会は日本イーストウェストセンター同友会と称し、英文名を The Japan East-West Center Association とする。

(目的)

第2条 本会は会員相互の情報及び経験を交換して一層の親睦と相互啓発を図るとともに文化交流を通じて国際理解と友好とを増進することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は事務所を幹事会で定めた場所に置くものとする。

(会員)

第4条 1. 本会は正会員および準会員により構成される。
2. 正会員はイーストウェストセンターの招聘により同センターのプログラムに参加した日本人とする。
3. 日本に在住する外国籍のイーストウェストセンター学生、同窓生、職員は準会員となることができる。

第二章 組織および機関

(目的)

第2条 本会は会員相互の情報及び経験を交換して一層の親睦と相互啓発を図るとともに文化交流を通じて国際理解と友好とを増進することを目的とする。

(性格)

第3条 本会はチャプターによって構成される。

(チャプター)

第4条 1. チャプターは本会の目的に沿った事業を行う単位であり、地理的な範囲を有す。
2. 代表選出、会費、具体的な事業内容などチャプターの運営に係わる規程、組織などの詳細はチャプターが決める。
3. 新たなチャプターの設立を追求する会員は、後出の幹事会に申請する。
4. チャプターの設立、廃止については、後出の幹事会により審議、決定される。

(会員)

第5条 1. 本会は正会員および準会員により構成され、会員は属するチャプターを選択できる。
2. 正会員になれるのはイーストウェストセンターの招聘により同センターのプログラムに参加した日本人とする。
3. 日本に在住する外国籍のイーストウェストセンター学生、同窓生、職員は準会員となることができる。

第二章 組織および機関

(組織)

第5条 本会に総会、幹事会および監査役の3機関を置く。

(総会)

- 第6条
1. 総会は本会の最高議決機関とする。
 2. 総会は正・準会員により組織される。
 3. 総会は毎年1回会長の招集によって開く定時総会、および会費納入者の4分の1以上から要求があったとき、若しくは幹事2名以上の勧告により会長が必要と認めたとき、会長の招集によって開く臨時総会の2種とする。
 4. 総会の定足数は会費納入者の5分の1以上とする。但し、定足数には会費納入者の委任状の提出数をも含むものとする。
 5. 議決は出席正会員の過半数をもって決する。会長が必要であると認めた場合は、通信その他の方法により会員全員の採決をまとめ、採決参加者の過半数をもって決する。
 6. 総会の議決事項は次の通りとする。
 - 1 事業計画の承認
 - 2 予算および決算の承認
 - 3 規約の制定、改廃

(組織)

第6条 本会に幹事会を置く。

総会の項削除

4 その他、本会の目的および事業に関する事項

(幹事会)

- 第7条 1. 幹事会は本会の執行機関とする。
2. 幹事会は会長1名、副会長若干名の他、下記担当幹事により組織される。

組織担当	若干名
企画担当	若干名
渉外担当	若干名
広報担当	若干名
会計担当	若干名
その他担当	若干名

(幹事)

- 第8条 1. 会長は総会において正会員の中から選出され、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長により正会員の中から指名され、会長を補佐し、会長に事故あるとき、会長の職務を代行する。
3. 担当幹事は会長より正会員の中から指名され、担当に属する会務遂行の任に当たる。
4 担当幹事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(監査役)

- 第9条 1. 監査役は本会の会計監査機関とする。

(幹事会)

- 第7条 1. 幹事会は各チャプターの会長により組織される。
2. 幹事会はその構成員であるチャプター会長の互選により会長を決定することができる。幹事会会長は本会を代表する。
3. 幹事会は本会のチャプター間の連絡・情報交換をおこなうとともに、以下の事項につき審議、決定する。
オールジャパンで取り組む事業、
当該規約の制定・改廃、
新チャプターの設立、
その他、本会の目的および事業に関する事項
4. 幹事会は、チャプターの代表者間で必要に応じて相談し開催される。

(幹事)の項削除

(監査役)の項削除

2. 監査役は総会において正会員の中から1名選出される。
3. 監査役は毎年事業年度の決算報告に関する監査結果を速やかに報告しなければならない。
- 4 監査役の任期は1年とする。

第三章 事業および会計

(事業内容)

第10条 本会は第2条に定める目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員名簿の作成・改訂・配布
- 2 セミナー・親睦会の開催
- 3 外国籍のイーストウェストセンター関係者との交歓
- 4 イーストウェストセンター招聘新留学生の歓送迎会の開催
- 5 会の活動および会員の消息の広報
- 6 イーストウェストセンターの紹介
- 7 その他の必要な事項

(年度)

第11条 本会の事業および会計年度は毎年1月に始まり、同年12月に終わる。

(会計)

- 第12条
- 1 本会の運営資金は会費および寄付その他の諸収入をもってこれに充てる。
 - 2 会費は年額5,000円とする
 - 3 会費は毎年12月に次期会計年度分を会計担当幹事に納入

第三章 事業

(事業内容)

第8条 チャプターは第2条に定める目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員名簿の作成・改訂・配布
- 2 セミナー・親睦会の開催
- 3 外国籍のイーストウェストセンター関係者との交歓
- 4 イーストウェストセンター招聘新留学生の歓送迎会の開催
- 5 会の活動および会員の消息の広報
- 6 イーストウェストセンターの紹介
- 7 その他の必要な事項

以下 削除

<p>する。</p> <p>4 準会員は正会員の半額とする。</p> <p>付則</p> <p>1 この会則は昭和 57 年 1 月 1 日より施行する。</p>	<p>付則</p> <ol style="list-style-type: none">1. この会則は 2009 年 4 月 18 日より施行する。2. この会則施行に伴い、正式に発足するチャプターは、東京、中部および関西。(沖縄チャプターは、本会とは別にすでに存在している。)
---	---